

長浜市告示第138号

長浜市経営開始資金交付要綱（令和5年長浜市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）」を削る。

第4条第1項中「、所得状況及び市税等納付状況並びに就農に係る専従者給与の確認に関する同意書を添えて」を削る。

第10条ただし書中「第2号」を「第3号」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定及び附則第2項を削る改正規定は、令和8年3月31日から施行する。